

地域密着型サービス事業所における 運営推進会議の手引き

指宿市 健康福祉部 国保介護課

令和5年6月

目次

1	「運営推進会議」とは	1
2	運営推進会議の基準	1
3	開催方法	1
4	合同で開催する場合の取扱い	2
5	開催回数	2
6	構成員	3
7	議題の内容	3
8	開催日の調整	4
9	記録（議事録）の作成とその公表，保存	4
【参考】	運営推進会議を活用した外部評価	5
【参考】	運営推進会議に関する Q&A（厚生労働省）	7

1 「運営推進会議」とは

「運営推進会議」とは、「指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年指宿市条例第31号）」及び「指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年指宿市条例第32号）」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保するとともに、地域との連携を図ることを目的としています。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替えてください。

2 運営推進会議の基準

運営推進会議には、活動状況等の報告またはサービスごとに示された開催回数を除き、具体的な議題内容を示す規定等はありません。

したがって、運営推進会議を事業所運営のためにどう役立て、地域関係者と一緒にごのようにこの仕組みを活用していくかを考えることが大切です。事業所が運営推進会議で明確な目標を設定したり、地域との連携・ネットワーク構築を意識して会議への参加を依頼したりするなど、積極的な姿勢で取り組んでください。

3 開催方法

運営推進会議等については、各事業所の状況に応じて、(1)対面（集合形式）、(2)オンラインのいずれかの方法で開催してください。

(1) 対面開催の場合

事前に開催の案内を参加者に対して送付し、会議の出席者が事業所の雰囲気やサービス提供の様子を把握しやすいよう、事業所内（会議室や多目的スペースなど）において開催することが望ましいです。

ただし、感染症等の感染防止対策や特別な事情等によりやむを得ず、事業所内において開催できない場合は、この限りではありません。

事業所以外で行う場合は、開催案内や議事録にも開催場所の記載を行ってください。

(2) オンライン開催の場合

令和3年度の制度改正において、運営推進会議等について、テレビ電話装置等を活用しての実施が認められることとなりました。ただし、利用者又はその家族が参加して実施する場合は、利用者等の同意を得る必要があります。

4 合同で開催する場合の取扱い

運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議等を合同で開催することができるものとします。

- ・利用者及び利用者家族については、匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること
- ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること
- ・合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ）
- ・外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ）

5 開催回数

開催回数の基準はサービスごとに異なります。サービスごとに括弧内に記載する回数を最低限実施しない場合は、指導の対象（指定基準違反）になります。

サービスの種類	開催回数
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2か月に1回以上
地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※)	おおむね6か月に1回以上
療養通所介護	おおむね12か月に1回以上

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、介護・医療連絡推進会議となります。

6 構成員

運営推進会議の構成員（構成区分）については次表のとおりです。できるだけ様々な立場の方から意見や助言が得られるよう、原則としてそれぞれの構成区分から最低1名の構成員を選任してください。

なお、同一人の構成員が他の事業所の構成員を兼ねることは想定されますが、一事業所の構成区分を兼ねることがないようにしてください。

構 成 区 分	例 示
利用者及び利用者の家族	
地域住民の代表者	自治公民館長や老人クラブの代表者、民生委員など
当該サービスに知見を有する者	学識経験者、他法人の介護支援専門員や地域密着型サービス事業所の管理者、高齢者福祉事業に携わっている方 など
指宿市又は指宿市地域包括支援センターの職員	
地域の医療関係者 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ	医師、医療ソーシャルワーカー など

7 議題の内容

運営推進会議の場においては、当該事業所における運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者や利用者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議を目指してください。

しかし、「議題」といって堅く考えたり、義務だからと消極的な姿勢で取り組んだりするのではなく、事業所を地域に知って貰う機会と捉え、参加者から意見を聴取しやすい雰囲気づくりに努めてください。

なお、会議資料の作成に当たっては、プライバシー保護の観点から、個人名等は伏せるなど、取り扱いには十分注意してください。

※運営推進会議において報告する内容や議題の例

- 事業所の運営方針や特色
- 運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、利用者数や平均要介護度の推移など）
- 自己評価、自己点検結果およびその改善措置
- 研修その他従業者の資質向上のための取り組みの状況
- 人員体制や人事異動に関すること
- 苦情、事故、ヒヤリハット事例およびその対応状況や再発防止策などの取り組み
- 事業所において実施した行事その他の活動についての状況
- 地域の住民やボランティア団体等との連携・協力状況
- 地域において開催された行事や活動への参加・協力状況
- 非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取り組み状況
- 前回の会議における要望や助言に対する対応（改善）状況
- 地域との交流を深めるための今後の取り組みについて
- 地域の高齢者に知ってほしい（普及させたい）介護予防体操について
- 自治会や老人会、子供会等との交流やイベントの共同開催について
- 民生委員や自治会との連携による災害時要援護者の支援活動
- 生活機能の維持または向上について
- 効果的な機能訓練、レクリエーションについて

8 開催日の調整

構成員の都合を確認し、およそ1か月前までに日程を決めておきます。1年間に開催すべき回数が決まっているので、例えば、通所介護事業所であれば、『6月と12月の第3水曜日』というように事前に決めておくと、日程調整がしやすいようです。（ただし、複数の事業所で日程が重ならないよう、調整をお願いする場合があります。）

日程が決まったら、文書や電話等で構成員に連絡しますが、やむを得ず欠席する構成員には、事前に会議資料を渡して、事前に助言等をもらえるようにしてください。

9 記録（議事録）の作成とその公表、保存

運営推進会議を開催後は、開催方法、開催日時、出欠席者、発言者、質問や課題に対する報告、要望、助言について記録（議事録）を作成し、公表することが義務付けられています。

公表の方法については、事業所内で訪問した方が見えやすいところに掲示したり、会報などに掲載したりするなどの方法がありますが、プライバシー保護の観点から、個人名等は伏せるなど、取り扱いには十分注意してください。

なお、その記録は、作成日から5年間保存するとともに、市へも提出してください。

【参考】 外部評価に係る運営推進会議の活用

【対象サービス】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護

4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

<p>概要</p>	<p>【認知症対応型共同生活介護★】</p> <p>○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立的な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みに位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。【省令改正】</p>
------------------	--

<p>基準</p> <p>< 現行 > 自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。</p>	<p>< 改定後 > 自らサービスの質の評価を行うとともに、次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 外部の者による評価 ii 運営推進会議における評価
---	--

<p>運営推進会議</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護・医療連携推進会議</p>	<p>事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択</p>						<p>外部評価</p> <p>※H27～ 介護・医療連携推進会議に統合</p> <p>※H27～ 運営推進会議に統合</p> <p>※H27～ 都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、結果を公表</p>																						
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>6月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>6月に1回以上 6月に1回以上</p>	<p>6月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>認知症グループホーム</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>小規模多機能型居宅介護</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>看談小規模多機能型居宅介護</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上 1年に1回以上 は自己評価及び外部評価を実施</p>	<p>2月に1回以上 2月に1回以上</p>

運営推進会議に関するQ & A (厚生労働省)

1 全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料 指定基準, 介護報酬に関するQ & A
2 地域密着型サービス (平成18年2月)

(問6) 「運営推進会議」は, 各事業所が設置することが必要なのか。

(答)

- 1 運営推進会議は, 各地域密着型サービス事業所が, 利用者, 市町村職員, 地域の代表者等に対し, 提供しているサービス内容等を明らかにすることにより, 事業所による利用者の「抱え込み」を防止し, 地域に開かれたサービスとすることで, サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり, 各事業所が自ら設置すべきものである。
- 2 運営推進会議のメンバーについては, 利用者, 利用者の家族, 地域住民の代表者, 事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員, 当該サービスについて知見を有する者等を想定しているところである。

(問7) 運営推進会議のメンバーとされている「地域住民の代表者」とは, どのような人か。

(答) 地域の住民の代表者とは, 町内会役員, 民生委員, 老人クラブの代表者等が考えられる。

(問8) 運営推進会議について, 指定申請時には設置されていなければならないのか。

(答) 事業所の指定申請時には, 運営推進会議が既に設置されているか, 確実に設置が見込まれることが必要である。

2 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ & Aについて (平成18年5月2日)

(問11) 認知症高齢者グループホームの運営推進会議においては, 活動状況としてどのような報告を行う必要があるか。

(答) 運営推進会議において報告を行う事項としては, 「認知症高齢者グループホームの適正な普及について (平成13年3月12日老計発第13号老健局計画課長通知)」別添2に掲げる「認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」や, 自己評価及び外部評価の結果などが考えられるが, 運営推進会議の場においては, 当該グループホームにおける運営やサービス提供の方針, 日々の活動内容, 入居者の状態などを中心に報告するとともに, 会議の参加者から質問や意見を受けるなど, できる限り双方向的な会議となるよう運営に配慮すること

が必要である。

なお、運営推進会議の実践例については、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」((社)日本認知症グループホーム協会(平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業))等を参考にされたい。

(問12) 運営推進会議はおおむね2月に1回開催とされているが、定期開催は必須か。

(答) 必須である。

3 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて(平成18年9月4日)

(問16) 運営推進会議の構成員について、「利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等」とあるが、これらの者は必ず構成員とする必要があるのか。

また、同一人が「利用者の家族」と「地域の代表者(町内会役員等)」、「地域住民の代表者(民生委員等)」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

(答)

1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要がある。

2 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していないが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。

(問17) 運営推進会議の構成員である「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。

(答) 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者を選任されたい。

(問18) 運営推進会議の2か月に1回以上という開催頻度は、市町村職員等の複数の運営推進会議の委員になっている者にとっては、かなりの負担であり、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催するといったことはできないか。また、2か月に1回以上、文書等により委員と連絡・意見交換の機会を確保した場合、委員全員が一同に集う会議の開催頻度を少なくすることは認められないか。

(答)

- 1 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として、認められない。
- 2 また、運営推進会議は、地域との連携を確保し、地域に開かれた事業所であることを確保するために設けることとしたものであり、市町村職員又は地域包括支援センター職員が出席できないからといって、会議の開催頻度を少なくすることは適当ではない。市町村職員又は地域包括支援センター職員がやむを得ず会議を欠席する場合には、会議での内容を報告してもらうなど事業所の運営状況を確認されたい。

なお、同様の趣旨から、形式的に文書等により委員との連絡・意見交換を行うような会議の開催形態は認められない。

4 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)

【小規模多機能型居宅介護】

○運営推進会議を活用した評価について

(問160) 小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

(答) 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。